

事務連絡
令和3年8月27日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
(令和3年8月25日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年8月17日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年8月18日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月25日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県の1都2府10県に、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の1道7県を追加した1都1道2府17県に変更するとともに、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において実施すべき期間を同年8月27日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の1道15県から、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の1道7県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県の4県を新たに追加した12県に変更するとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県において実施すべき期間を同年8月27日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3

年4月25日付け国不入企第3号)等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を
宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村(指定都市を除く。)
に対しても、周知を宜しくお願いします。